

条例改正のイメージ図（案）

今回の主な改正部分
令和3年6月施行

三重県食品衛生法施行条例（改正前）

第1条 趣旨

第2条 営業施設基準

国通知等を参考に都道府県が規定

- 第1 各業種共通の営業施設基準
- 第2 業種別の営業施設基準

第3条 適用除外

第4条 生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の届出

第5条 委任

三重県食品衛生法施行条例（改正後）

第1条 趣旨

第2条 営業施設基準

法規則の基準を参酌して規定

- 第1 各業種共通の営業施設基準
- 第2 業種別の営業施設基準
- 第3 生食用食肉、ふぐ取扱施設の基準

他 新規規定事項

ふぐ処理施設の届出、ふぐ処理者の認定、ふぐ処理者試験、免許の交付
営業許可証の交付、掲示義務等

第3条 適用除外

第4条 生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の届出
一部規則に定める

第〇条 委任

国の定める基準

法規則
営業施設の基準
（参酌基準）

法規則
衛生管理基準

ふぐに関する知識及び技術等を有すると認める者によるふぐの処理、立会い

通知

- ・ふぐ処理者の認定基準
- ・ふぐの取扱い及び処理者の認定に関するガイドライン